

平成11年度社会安全研究財団助成調査研究報告書

家庭内暴力への対処に関する諸外国 及び国内の現状についての調査研究

平成12年3月

財団法人警察大学校学友会・犯罪調査研究会

はじめに

昨今、マスコミ等のもとより、国会においても家庭内における暴力が社会問題として取り上げられ、警察でも、この種事案への実効的な対策の在り方を検討しているところである。しかし、我が国では、家庭内の事案に、公的機関はもとより第三者が介入することにつき、長らく謙抑的な姿勢がとられてきたため、現状の把握や法制、実務についての研究が後れをみせていた。

本資料は、財団法人社会安全研究財団の助成により、既にこれらの問題について法制を整備している英米について、警察大学校学友会犯罪調査研究会において、犯罪学的観点、法制、警察の組織構造など様々な角度から実施した調査研究を登載したものである。また、アジアの家庭内暴力の被害者保護については、慶応義塾大学の太田達也助教授に、5 か国における家庭内暴力関連法制を中心とする研究成果を特に書き下ろしていただいた。富士短期大学の後藤弘子助教授からは、本調査研究の一環として米国東部のマサチューセッツ州での実地調査の結果を踏まえた論考を寄せていただいた。国内の現状については、包括的に実態を把握するまでに至らなかったが、ここ1年ほどの諸主体による取組みの急速な進展を踏まえて、様々な機関が実施した諸調査、府県警察における最近の検挙事例とその判決等を取りまとめた。

この問題については、今後もさらに視点を広げつつ調査研究を継続していきたいと考えている。その嚆矢として、本資料が、家庭内事案の対策に携わる方々の実務及び研究の一助となれば幸いである。

平成12年3月

財団法人警察大学校学友会
犯罪調査研究会

目 次

第1章 我が国におけるドメスティック・バイオレンスの現状	1
1 ドメスティック・バイオレンスをめぐる国内の動向	1
2 DV実態に関する最近のデータ	1
3 警察の対応方針.....	3
4 最近の検挙事例及びその判決.....	3
第2章 アジアにおける家庭内暴力被害者の法的保護 ～家庭内暴力関連法を中心として～ 慶応大学法学部助教授 太田 達也.....	8
1 はじめに.....	8
2 香港・シンガポール・マレーシア ～家庭内暴力関連立法～	8
(1) 保護の対象と請求権者.....	9
(2) 禁止命令の要件としての家庭内暴力.....	10
3 台湾～家庭内暴力防止法～	17
(1) 民事法上の保護～保護令～.....	17
(2) 刑事手続上の保護.....	19
(3) 行政上の保護措置.....	20
4 韓国～家庭内暴力対策関連二法～	20
(1) 処罰法の特徴.....	21
(2) 家庭保護事件手続の対象.....	22
(3) 家庭保護事件手続の概要.....	23
(4) 保護処分の内容.....	24
(5) 被害者の法的地位.....	24
(6) 制度の運用状況.....	25
(7) 保護法の概要.....	25
5 おわりに.....	26
第3章 米国におけるドメスティック・バイオレンスへの 取組み及び法制.....	28
1 ドメスティック・バイオレンスに関する犯罪学上の研究成果の概要.....	28
(1) 家族内での犯罪の特質.....	28
(2) 女性に対する暴力としてのドメスティック・バイオレンス	29
家庭内の問題としてのドメスティック・バイオレンス.....	29

家庭内での暴行についての神話と真実	30
(3) 配偶者虐待の歴史	31
(4) ドメスティック・バイオレンスの広がりとは被害者の特質	32
(5) ドメスティック・バイオレンスの被害者	33
(6) 逮捕のパターン	33
(7) 虐待被害女性症候群の抗弁	34
(8) 虐待のパターン	35
(9) ドメスティック・バイオレンスは世代を超えるか	35
2 1994 年女性に対する暴力法の概要	36
3 マサチューセッツ州一般法 209A「虐待防止法」	36
(1)本法の概要	37
(2)条文の概要	37
第4章 ドメスティック・バイオレンスとその刑事的対応	45
富士短期大学助教授 後藤 弘子	
1 はじめに	45
2 女性に対する暴力としてのドメスティック・バイオレンス	46
(1) ドメスティック・バイオレンスの発見	46
(2) 女性に対する暴力と女性の人権	47
(3) 男女共同参画社会と女性に対する暴力	48
3 ドメスティック・バイオレンスという犯罪	50
(1) ドメスティック・バイオレンスの射程範囲	50
(2) ドメスティック・バイオレンスの態様	51
(3) 潜在化するドメスティック・バイオレンス	52
(4) 児童虐待としてのドメスティック・バイオレンス	54
4 おわりに	55
第5章 英国警察のドメスティック・バイオレンス対策：効果的な組織構造の調査研究	56
序文	57
要約	57
第1節 序	59
背景	59
ねらい	60
方法	60
本報告書の構成	61
第2節 DVに関する警察政策	61

ドメスティック・バイオレンスの定義.....	62
方針文書.....	62
警察官が当事者となる DV 事案.....	63
第3節 DV 専門警察官の役割	64
専門官の必要性.....	64
DV 専門警察官のプロフィール.....	65
DV 専門警察官の役割の性質と範囲	65
捜査官としての役割.....	67
DV 専門警察官の役割と関連したストレス	68
DV 専門警察官の選別.....	69
DV 専門警察官とその職務管理官との人間関係.....	70
第4節 警察本部の組織構造	72
専門警察官の配置.....	72
児童保護との組織上の比較.....	73
実効性の認識.....	74
第5節 情報管理	76
司令・制御システム.....	77
家庭内事案に対応する巡回警察官への情報	79
家庭内事案に臨場した警察官から DV 専門警察官への引継.....	80
家庭内事案記録における情報のアクセス可能性と質.....	81
子どもたちについての情報の伝達.....	82
第6節 監視	84
DV 加害行為のレベルとパターンの監視.....	84
DV 対応の質の監視.....	85
再被害者化	88
第7節 研修.....	88
DV に関する一般的な研修の供与.....	89
DV に特別な責任を有する者のための研修	89
研修官に対する研修.....	90
他の組織の研修.....	90
第8節 結論.....	90
DV に関する警察方針	90
警察本部の組織構造.....	91
DV 専門警察官の役割	91
情報管理.....	92
監視	93

研修	93
第9節 勧告	94
DVに関する警察方針	94
DV 専門警察官の役割	95
本部の組織構造	95
情報管理	96
監視	96
研修	97